

第30回BELCA賞(令和2年度)

募集要項

1. BELCA賞の目的

長期にわたって適切な維持保全を実施したり、優れた改修を実施した既存の建築物のうち、特に優秀なものを選び、その関係者を表彰することにより、わが国におけるビルのロングライフ化に寄与することを目的とします。

2. 選考の主旨

(1) ロングライフ部門

長期使用を考慮した設計のもとで建設されるとともに、長年にわたり適切に維持保全され、さらに、今後の期間にわたって維持保全されることが計画されている、模範的な建築物を表彰します。

(2) ベストリフォーム部門

社会的・物理的な状況の変化に対応して、今後の長期使用のビジョンを持って、蘇生させるもしくは飛躍的な価値向上等をさせるリフォームがなされた、模範的な建築物を表彰します。

3. 選考の対象

(1) ロングライフ部門

長期使用を考慮した設計のもとで建設されるとともに、建設後35年以上^{注2)} (昭和60年(1985年)6月30日までに竣工) にわたり適切に維持保全され、さらに、今後、10年以上にわたって維持保全されることが計画されている建築物。なお、過去にロングライフ部門を受賞したものは対象となりません。

(2) ベストリフォーム部門

社会的・物理的な状況の変化に対応して、今後の長期使用のビジョンを持って、蘇生させるもしくは飛躍的な価値向上等をさせるリフォームがなされ、リフォーム後1年以上かつ5年未満の (平成27年(2015年)7月1日から令和元年(2019年)6月30日の間にリフォームされた) 建築物。なお、過去にロングライフ部門またはベストリフォーム部門を受賞したのも対象とします。

注1) 以下の建物は、選考の対象外といたします。日本国外に所在する建築物、国の重要文化財、保存を主目的とするもの、建築物そのものが展示物となっているもの、区分所有建築物の専有部分のみのもの。

ただし、上記のうち、国の重要文化財についてはベストリフォーム部門に応募するものに限り、当該リフォームに国等からの特別の助成を受けていないものは選考の対象といたします。

注2) 第33回(令和5年度)応募時点から「建設後40年以上」といたします。竣工年に言い換えますと、例えば第33回は昭和58(1983)年までとなり、以降毎年1年ずつ竣工年をずらします。

4. 表彰件数

ロングライフ部門とベストリフォーム部門合わせて10件以内を表彰いたします。

5. BELCA賞選考委員会 (順不同・敬称略、所属・役職等は2020年7月1日現在)

| | | |
|------|-------|----------------------------------|
| 委員長 | 三井所清典 | (株)アルセッド建築研究所 代表取締役、芝浦工業大学 名誉教授) |
| 上席委員 | 内田 祥哉 | (東京大学 名誉教授) |
| 副委員長 | 鎌田 元康 | (東京大学 名誉教授) |
| 副委員長 | 深尾 精一 | (首都大学東京 名誉教授) |
| 委員 | 今栄 忠彦 | (日本電設工業(株) 執行役員 営業統括本部 副本部長) |
| 委員 | 大西 正修 | (清水建設(株) 常務執行役員 設計本部長) |
| 委員 | 賀持 剛一 | (株)大林組 執行役員 設計本部長) |
| 委員 | 興 尉 | (株)日本設計 執行役員 技術管理部長) |
| 委員 | 竹内 信弘 | (新日本空調(株) 首都圏事業本部 副本部長) |
| 委員 | 馬渡 誠治 | (株)松田平田設計 常務取締役) |
| 委員 | 山門 靖夫 | (森ビル(株) 特任執行役員) |
| 委員 | 横田 和伸 | (株)NTTファシリティーズ 技術本部 副本部長) |

6. 応募期間

令和2年7月1日(水)から令和2年7月31日(金)17時30分まで(締切日時までに事務局へ必着)

7. 応募の申込み・提出書類

- (1) 対象建築物の次の関係者であれば、どなたでも応募することができます。
 - ロングライフ部門 建物所有者、設計者、施工者、維持管理者
 - ベストリフォーム部門 建物所有者、改修設計者、改修施工者

※ロングライフ部門の設計者及び施工者には、新築時の設計者及び施工者のほか、当該建築物のロングライフ化に貢献した設計者及び施工者を含みます。また、維持管理者には、当該建築物の維持管理業務に継続的に貢献した、主たるメンテナンス会社等を含みます。
- (2) 過去に応募されたものの再応募も受け付けます。
- (3) 提出書類については当協会ホームページでご確認ください。なお、応募に当たってご提出いただくのは、第1次選考用の資料のみです。提出書類は返却いたしません。
- (4) 応募に係わる資料作成に要した費用は応募者負担とします。
- (5) 応募にあたっては、図面や写真の提出、現地審査の日時を当協会が指定することにつき、必ず事前に所有者の同意を得てください。

8. 選考の基準（選考は、下記項目を総合評価して行います。）

| | |
|---|---|
| <p>(1) ロングライフ部門</p> <ol style="list-style-type: none">① 建築物の基本的な構造または外観等が維持され、今日まで地域に根付いて長期にわたり使用されていること。② 所有者が建築物の長期使用に対して明確な意志を有し、そのもとに当該建築物の長期使用が実現し、また、計画されていること。③ 設計者、施工者及び維持管理者が、当該建築物の設計、施工、維持管理において長期使用に対する適切な配慮をしてきたこと。④ 今日における社会的存在として求められる補修・改修が適切になされている（今後なされる事が確実な場合も含む）こと。⑤ 今後10年以上にわたって使用するための維持保全計画書が適切に策定されており、地球環境に配慮し、かつ周辺環境の維持・向上に寄与するような建築物の運営が、将来に向けて行われていくと認められること。 | <p>(2) ベストリフォーム部門</p> <ol style="list-style-type: none">① 社会的・物理的な状況の変化に対応して、蘇生させるもしくは飛躍的な価値向上等をさせるリフォームがなされていること。② 所有者の長期使用に向けた明確なビジョンのもとにリフォームがなされていること。③ 所有者・改修設計者・改修施工者の適切な連携のもとでリフォームが計画され、実施されていること。④ 今日における社会的存在として求められる補修・改修はもちろん、地球環境に配慮し、かつ周辺環境の維持・向上に寄与するようなリフォームがなされている（従前になされた場合を含む）こと。⑤ 今後の長期使用に向けて維持保全計画書が策定されていること。 |
|---|---|

9. 選考の方法

- (1) 第1次選考 応募資料により、第2次選考対象建築物を選考します。（令和2年9月下旬までに結果を通知します。）
- (2) 第2次選考 第2次選考用の詳細資料を提出していただきます。詳細資料及び応募者立会いのもとで行う現地審査をふまえ第2次選考を行い、特に優秀な建築物を選定いたします。

10. 表彰

表彰建築物の建物所有者には賞牌（文化勲章受章者の故 帖佐美行氏作）を差し上げます。また、7. (1) に示した関係者ごとに表彰状を差し上げます。

なお、当協会の令和3年度通常総会（令和3年5月開催予定）当日に表彰式を行います。

11. 表彰建築物及び表彰者の広報

- (1) 表彰建築物及び表彰者について令和3年2～3月頃に記者発表いたしますとともに、機関誌「BELCA NEWS」、ホームページ等において広く広報いたします。
- (2) 表彰建築物の記者発表及び広報にあたっては、提出された関係資料（静止画像データを含む。）を無償で使用させていただきます。著作権、肖像権等については使用にあたって事前の承諾を求め、著作権者の名前を表記することはいたしませんのでご承知ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず予定通り実施できない場合があります。予めご了承ください。

応募書類の提出先及び問い合わせ先

公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA） 担当：金井・近藤
〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目1番13号 芝エクセレントビル4階
電話：(03)5408-9830 FAX：(03)5408-9840 E-mail：belca@belca.or.jp
HP：http://www.belca.or.jp/belca4.htm